

使用料の徴収業務を委託しています

比企広域市町村圏組合では、斎場及び霊きゅう自動車使用料の徴収業務を委託していますので、地方自治法第243条の2第2項の規定により、以下のとおり公表します。

委託先

〈斎場使用料〉

東松山斎場指定管理者

富士建設工業株式会社・有限会社戸口工業企業グループ

代表者 富士建設工業株式会社

新潟県新潟市北区島見町 3307 番地 16

〈霊きゅう自動車使用料〉

富士建設工業株式会社

新潟県新潟市北区島見町 3307 番地 16

委託した公金事務

・ 斎場使用料

比企広域市町村圏組合斎場の設置及び管理運営に関する条例（昭和58年条例第1号）第8条に規定する使用料

・ 霊きゅう自動車使用料

比企広域市町村圏組合霊きゅう自動車使用料条例（昭和58年条例第2号）第4条に規定する使用料

委託した公金事務	指定した日	委託した日	委託期間
斎場使用料	令和8年4月1日	令和8年4月1日	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで
霊きゅう自動車使用料	令和8年4月1日	令和8年4月1日	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで